

平成 25 年 3 月 8 日
健康保険組合連合会

健保法等一部改正法案の閣議決定にあたって
(会長コメント)

政府は本日の閣議で、平成 22 年度から 24 年度までの時限措置として講じられている協会けんぽの特例支援措置を 2 年間延長する等の法案を決定し、国会に提出した。健保組合・健保連の反対にもかかわらず、この特例支援措置が継続されることは極めて遺憾であり、断固反対する。

この措置のうち、後期高齢者支援金の 3 分の 1 総報酬割は、協会けんぽへの支援という国の財政責任を単に健保組合等に肩代わりさせるものにほかならない。この構図は、我々が強力な反対活動を展開した 3 年前と同様であり、まして、当時に比べ、協会けんぽの財政が相当改善している現状においては、理不尽極まりない。

現状すでに、健保組合は増嵩する高齢者医療への支援金・納付金負担によって深刻な財政危機に直面している。これ以上の負担増は到底受け入れられない。

本来、後期高齢者支援金の負担方法は、高齢者医療制度改革全体のなかで議論されるべき重要な課題であり、社会保障制度改革国民会議の結論を待たずに国の財政事情のみで安易に変更することはあってはならない。

かねてより健保連は、持続可能な制度を構築するためには、高齢者医療制度、なかんずく前期高齢者医療への公費投入・拡充こそ不可欠であり、消費税率 8% への引き上げが予定されている平成 26 年 4 月からの実現が必要であることを強く訴えてきた。加えて、伸び続ける医療費の効率化・適正化も重要と指摘してきた。

健保連は、この措置に反対するとともに、今通常国会においては、与野党とも、健保組合の切実な声を真摯に受け止め、当面の弥縫策にとどまらず、将来展望につながるような骨太の議論を戦わせられるよう強く期待する。

照会先：健保連企画部政策グループ
TEL：03-3403-0921